

三重県最低賃金は時間額 8 4 6 円

三重県最低賃金は、10月1日から、26円引き上げられて「時間額 8 4 6 円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、三重県最低賃金とは別に、特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳細につきましては、三重労働局賃金室（TEL 059-226-2108）、又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

また、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業主の皆様を支援する①無料相談等を三重県働き方改革推進支援センター（TEL 0120-331-266）で、②業務改善助成金の支給を三重労働局雇用環境・均等室（TEL 059-261-2978）で、③キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の支給を三重労働局職業安定部職業対策課（TEL 059-226-2111）で、④人事評価改善等助成金の支給を三重労働局職業安定部助成金センター（TEL 059-213-9870）で行っていますので、是非ご活用ください。